

匝瑳市農業振興地域整備促進協議会議事録

平成25年1月29日（火） 13:30～

ふれあいセンター 1階 談話室

（司会）

定刻になりましたので始めさせていただきます。

進行につきましては、産業振興課農政班統括の作佐部が務めますので、よろしくをお願いします。

本日の出席者は協議会委員14名の内13名で、過半数を超えております。

匝瑳市農業振興地域整備促進協議会条例第6条第2項の規定により、協議会は成立したことをここに御報告いたします。

続きまして、本日出席いただいている委員は、就任後初めての協議会となりますことから、恐縮ではありますが、自己紹介を御願いしたく存じますので、御了承願います。

それでは、小川委員から順次御願います。

（司会）

ありがとうございました。

それでは議事に入る前に、匝瑳市農業振興地域整備促進協議会条例第5条第1項の規定に基づき、委員の互選によりまして、会長及び副会長の選任を御願います。

会長及び副会長の選任をするための会議の進め方につきましては、仮議長を事務局の小林産業振興課長をして進めたく思いますが、これについて御異議ございませんか。

<異議なしの声>

異議ないようですので、課長御願います。

(仮議長)

それでは、会長及び副会長の選任までの間、仮議長を務めさせていただきます。

最初に事務局から、今までの匝瑳市農業振興地域整備促進協議会における、会長及び副会長の選任に係る経緯等についての説明を求めます。

(事務局)

前協議会においては、会長に千葉県借当川沿岸土地改良区の布施保理事長が選任され、職務を務めていただきました。また、副会長につきましては、歴代、匝瑳市農業委員会会長に務めていただいております。以上です。

(仮議長)

ありがとうございました。

直ちに会長の互選に入りたく存じますが、過去の例にならい指名推薦と致したく存じますが、これに御異議ありませんか。

<異議なしの声>

異議なしと認め、指名推薦ということで決定を致します。

発言を求めます。

(委員 A)

前会長の布施委員に御願いしたらいいと思います。

(仮議長)

ただいま、布施委員を推薦する発言がありましたが、他に発言はありませんか。

<異議なしの声>

(仮議長)

ないようですので、ここで御諮りを致します。

匝瑳市農業振興地域整備促進協議会会長に布施保委員を選任することに、賛成の皆さんの挙手を求めます。

<挙手全員>

(仮議長)

挙手全員により、会長に千葉県借当川沿岸土地改良区理事長を務める布施保委員に決定しました。

(仮議長)

それでは引き続き、副会長の選任に入らせていただきます。

先ほど事務局から副会長につきまして、歴代、匝瑳市農業委員会会長に務めていただいたとの説明がされましたが、副会長の選任につきまして、御意見ありませんでしょうか。

(委員 B)

本協議会における農業委員の皆さんの果たす役割が大きいと思いますので、私は農業委員会の増田会長を推薦したいと思います。

(委員 C)

私も増田会長を推挙します。

ただ、議事の進め方として会長が決まったのだから、副会長人事については、新たな会長の責任のもとに選任するべきではないか。

(仮議長)

事務局の立場で発言させていただきます。委員の御指摘通り本来はそうあるべきと思います。

今回は進行上の都合で通しで進めさせていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

(委員 C)

わかりました。

(仮議長)

ありがとうございます。

それでは、ほかに御意見ありますでしょうか。

ないようでしたら、ここで御諮りしたいと思います。

匝瑳市農業振興地域整備促進協議会副会長に増田正義委員を選任することに賛成する方の挙手を求めます。

<挙手全員>

(仮議長)

挙手全員により、匝瑳市農業振興地域整備促進協議会副会長に増田正義委員が選任されました。

以上で仮議長の任を降りさせていただきます。

御協力ありがとうございました。

(司会)

委員各位におかれましては、御協力ありがとうございました。それでは、会長に選任されました布施保会長に御挨拶を頂きます。

(会長)

ただいま、会長に選任された布施でございます。

就任にあたり、一言御挨拶申し上げます。

この協議会は、匝瑳市における農業振興の基本的事項である農業振興地域について審議する場であり、今後の匝瑳市農業の方向性を決める重要な責を担っています。

本日会長に選任され、大変光栄であるとともに、その重責もひしひしと感じている次第です。

委員の皆様にはこれからの2年間、匠瑤市農業のさらなる発展のため、御協力を御願いたします。

(司会)

ありがとうございました。

続きまして、増田正義副会長に御挨拶を頂きます。

(副会長)

ただいま御紹介いただきました増田です。

昨年の4月より農業委員会の会長を仰せつかっております。

今後、会長を補佐し、本協議会を盛り立てていきたいと思っておりますので、御協力を御願いたします。

(司会)

ありがとうございました。任期の間、よろしく御願いたします。

それでは議事に入ります。

匠瑤市農業振興地域整備促進協議会条例第6条第1項の規定により、会長に議長を御願いたします。

(議長)

しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

それでは、議題に入らせていただきます。

はじめに議題の(1)「匠瑤市農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更について」の審議は、重要変更となる除外8案件と、軽微変更となる用途変更1案件の合計9案件です。

案件番号順に、事務局からの説明が終了後、案件ごとに審議をしていきたいと存じます。

それでは、案件毎の審議に入りたいと思っております。

まず案件番号1について、事務局の説明を御願いたします。

(事務局)

では、除外案件1について説明いたします。

(事業概要・土地利用計画・航空写真・現況写真等)により案件説明する。

(議長)

ただいまの事務局の説明について、御意見等ありますか。

<異議なしの声>

(議長)

それでは採決に移ります。本案件について、適当とされる方の挙手を願います。

<挙手全員>

(議長)

全委員挙手により本案件は承認されました。引き続き除外案件2について事務局の説明を求めます。

(事務局)

では、除外案件2について説明いたします。

(事業概要・土地利用計画・航空写真・現況写真等)により案件説明する。

(議長)

ただいまの事務局の説明について、御意見等ありますか。

(委員C)

説明の中で資材置き場として従前から利用しているとのことであったが、始末書等の提出はあるか。

(事務局)

始末書が提出されております。

(議長)

他にはありますか。

ないようですので採決に移ります。

本案件について、適当とされる方の挙手を願います。

<挙手全員>

(議長)

全委員挙手により本案件は承認されました。引き続き除外案件3について事務局の説明を求めます。

(事務局)

では、除外案件3について説明いたします。

(事業概要・土地利用計画・航空写真・現況写真等)により案件説明する。

(議長)

ただいまの事務局の説明について、御意見等ありますか。

(委員C)

この案件は軽微変更ではないのか。

(事務局)

農業以外の用途にも使用されるので、重要変更案件です。

(議長)

他にはありますか。

ないようですので採決に移ります。

本案件について、適当とされる方の挙手を願います。

<挙手全員>

(議長)

全委員挙手により本案件は承認されました。引き続き除外案件4について事務局の説明を求めます。

(事務局)

では、除外案件4について説明いたします。

(事業概要・土地利用計画・航空写真・現況写真等)により案件説明する。

(議長)

ただいまの事務局の説明について、御意見等ありますか。

(委員C)

南側の道路はたしか未舗装であったと思うが、所管はどこか。

(事務局)

除外とは直接関連性がないので確認しておりません。

(議長)

他にはありますか。

ないようですので採決に移ります。

本案件について、適当とされる方の挙手を願います。

<挙手全員>

(議長)

全委員挙手により本案件は承認されました。引き続き除外案件5について事務

局の説明を求めます。

(事務局)

では、除外案件5について説明いたします。

(事業概要・土地利用計画・航空写真・現況写真等)により案件説明する。

(議長)

ただいまの事務局の説明について、御意見等ありますか。

(委員C)

本計画地周辺は開発が進み住宅が多い場所だが、周辺道路が狭く利便性に欠けるので、市で拡張すればもっと住みよい場所になると思うのだが。

(事務局)

行政として今後の課題ではあると思うが、本日の議題とは直接の関連がないと思われるので御了承いただきたいと思います。

(委員D)

私も地元であるので同じ考えをもっています。行政の横のつながりを生かして善処していただけたらよいと思います。

(議長)

他にありますか。

ないようですので採決に移ります。

本案件について、適当とされる方の挙手を願います。

<挙手全員>

(議長)

全委員挙手により本案件は承認されました。引き続き除外案件6について事務

局の説明を求めます。

(事務局)

では、除外案件6について説明いたします。

(事業概要・土地利用計画・航空写真・現況写真等)により案件説明する。

(議長)

ただいまの事務局の説明について、御意見等ありますか。

<異議なしの声>

(議長)

それでは採決に移ります。本案件について、適当とされる方の挙手を願います。

<挙手全員>

(議長)

全委員挙手により本案件は承認されました。引き続き除外案件7について事務局の説明を求めます。

(事務局)

では、除外案件7について説明いたします。

(事業概要・土地利用計画・航空写真・現況写真等)により案件説明する。

(議長)

ただいまの事務局の説明について、御意見等ありますか。

<異議なしの声>

(議長)

それでは採決に移ります。本案件について、適当とされる方の挙手を願います。

<挙手全員>

(議長)

全委員挙手により本案件は承認されました。引き続き除外案件 8 について事務局の説明を求めます。

(事務局)

では、除外案件 8 について説明いたします。

(事業概要・土地利用計画・航空写真・現況写真等)により案件説明する。

(議長)

ただいまの事務局の説明について、御意見等ありますか。

<異議なしの声>

(議長)

それでは採決に移ります。本案件について、適当とされる方の挙手を願います。

<挙手全員>

(議長)

全委員挙手により本案件は承認されました。引き続き用途変更案件 1 について事務局の説明を求めます。

(事務局)

では、用途変更案件 1 について説明いたします。

(事業概要・土地利用計画・航空写真・現況写真等)により案件説明する。

(議長)

ただいまの事務局の説明について、御意見等ありますか。

(委員 C)

この案件についてはどうこうないが、今回も編入の案件が一つもない。

農業用の施設として利用している土地であっても、宅地並みに課税されているといったケースが多々あると思うが、市としてこれらを洗い出して是正させることはしないのか。

(事務局)

たしかに税制面で有利な点はありますが、あくまで本人申請が原則となっています。

(委員 C)

農業振興の目的がはっきりしている案件については、市が説明をし、申請を促すようにしたほうがよいと思うので、今後の検討課題としてほしい。

(議長)

他にありますか。

ないようですので採決に移ります。

本案件について、適当とされる方の挙手を願います。

<挙手全員>

(議長)

全委員挙手により本案件は承認されました。続きまして議題の2、その他について事務局なにかありますか。

(事務局)

ありません。

(議長)

委員の方はどうでしょうか。

<特になしの声>

(議長)

それでは本日の全ての議題を終了とします。

本日の結果については、後日匝瑳市長あてに答申いたします。

長時間にわたり慎重審議ありがとうございました。

(議事終了 午後2時20分)